

# 金沢都市計画区域マスタープランの変更について

## 都市計画区域マスタープランの概要

### 1) 都市計画区域マスタープランとは

都市計画法第6条の2の規定に基づき、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、県が各都市計画区域毎に決定するものです。

土地利用や都市施設などの個別の都市計画は、当該都市計画区域の都市計画区域マスタープランに即したものでなければなりません。

### 2) 都市計画区域マスタープランの内容

- 都市計画の目標（都市づくりの基本理念、地域毎の市街地像）
- 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
- 主要な都市計画の決定等の方針  
(土地利用、都市施設、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全)

### 3) 変更の理由

金沢都市計画区域では、平成16年5月に金沢都市計画区域マスタープランを決定し、これに即して具体的な都市計画を行ってきたところです。

しかし、決定後、石川県新長期構想の改定（平成19年3月）や、今後の北陸新幹線の開業や金沢港の整備など、本県を取り巻く社会経済情勢が変化していることから、都市計画区域マスタープランの見直しが必要となっています。【関係市町：金沢市、野々市町、内灘町】

これらを踏まえ、今回、概ね20年後を目標年次とし、金沢都市計画区域マスタープランの見直しを行うものです。

## 金沢都市計画区域マスタープラン（変更案）

### 1) 都市計画の目標

金沢都市計画区域は、日本海沿岸域における中枢基幹都市圏として将来の大きな可能性に対応するために、都市機能をさらに強化・充実するとともに、歴史的遺産や伝統文化の魅力を積極的に保存・再生し、「風格と賑わいのある学術文化都市圏」を目指し、次の基本理念に基づいて都市づくりを進めます。

#### ・自然と歴史に根差した個性あるまちづくり

金沢市では、世界文化遺産登録を視野に入れ、歴史的景観の形成を図ることを目標とします。

- ・自然と調和したコンパクトなまちづくり
- ・賑わいと活力に満ちたまちづくり
- ・災害に強い快適なまちづくり
- ・広域都市間交流のまちづくり
- ・誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり
- ・参加と協働のまちづくり

### 2) 区域区分（線引き）の有無

本都市計画区域は、これまで通り市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めることとします。

→核家族化、世帯分離による郊外部への市街地拡大、また金沢港の整備に伴う企業誘致の推進による新たな用地需要などを考慮して定めます。

### 3) 目標年次（H27）における人口

- 都市計画区域：518,870人
- 市街化区域：480,280人

### 4) 主要な都市計画の決定の方針

#### （1）土地利用の方針

##### ①商業・業務地

北陸地方の中心都市としての都市機能の充実、更新を図るために、都心軸に商業並びに業務機能を配置し高度利用を図ります。また、野々市町、内灘町の庁舎周辺においては、地域に密着した業務・サービス機能を配置します。

都心軸は、賑わいの創出と商業機能の中心的役割を担うため、都市環境の整備と土地の高度利用に努め、防災機能を備えた近代的都市環境の創出に努めます。また、金沢市金石地区、野々市町本町地区や北陸鉄道内灘駅周辺地区等は、地域の拠点として商業機能の充実に努めます。

##### ②工業地

国道8号沿道、北陸自動車道金沢東・西等のインターチェンジ周辺、北陸本線貨物基地及び金沢港に近接した交通上利便な地域に工業地を配置し、機能集積と活力ある産業基盤づくりに努めます。また、金沢テクノパークは先端産業の受け皿として、工場の誘致を図ります。

また、金沢港周辺の工業地については、引き続き整備を促進するとともに、隣接する示野工業団地と一体的に整備するニツ寺地区については新たな工業地を配置します。石川県立大学周辺は、金沢外環状道路の利便性を活かし、研究開発型企業及びその関連企業を誘致し、産・学・官の連携による新産業の創出を図る複合拠点とします。

##### ③住宅地

既成の住宅地では、今後とも居住環境の整備や保全に努めるほか、計画的に開発整備された住宅地については、地区計画制度等の活用により、空地の有効利用を図りつつ良好な住宅地としての環境維持に努めます。また、歴史的、伝統的な市街地景観の残されている金沢市の寺町地区、長町地区、長土塀地区、小立野地区及び東山地区・主計町地区等についても、地区計画、伝統的建造物群保存地区等の導入により、その環境保全に努めます。さらに、老朽木造密集地区など防災上問題のある地区は、市街地再整備の制度や防災都市整備条例等を活用し、防災機能の向上を図ります。

# 金沢都市計画区域マスタープラン（変更案）

## （2）都市施設整備の方針

### ①交通体系の整備の方針

本都市計画区域では、広域的な交通のネットワークについては「ダブルラダー結いの道」整備構想の基に金沢都市圏を中心とした災害時にも強く代替性のある幹線道路ネットワークの形成を進めるとともに、金沢外環状道路等の環状幹線道路網による有機的な連結を図り、「環状型交通網」へ誘導することにより都心部通過交通の分散を図ります。また、北陸新幹線金沢開業に向け、金沢駅西口広場の拡張など、駅を中心とした交通環境の整備を進め、公共交通主体の交通体系の構築を図ります。

さらに、良好な都市景観と歩行者・自転車空間の創出や冬期のバリアフリー環境に留意し、安全で快適な交通流動の確保に努めるほか、公共交通の利用促進、交通需要マネジメント（TDM）の推進や新しい交通システムの導入の検討等を多面的、総合的に展開することにより、低炭素社会の実現に向けたコンパクトな都市形成と歩けるまちづくりを支援します。

### ②下水道及び河川の整備の方針

下水道については、未整備区域の下水道整備を進めるとともに、地球温暖化防止対策等の地域・地球環境にやさしい下水道システムの導入を促進します。また、浸水対策として雨水排除施設や雨水貯留浸透施設の整備など、都市の治水機能の向上を図るとともに、地震等災害に強い下水道システムを構築します。

犀川、浅野川等については、平成20年夏に発生した浅野川水害を教訓に、水害から地域の人々の生命財産を守るため、安全・安心な河川の改修を推進するとともに、水と縁あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出します。

## （3）市街地開発の方針

自然と調和したコンパクトな市街地の形成とまちなかの再生を目指し、市街化区域内農地等の未利用地については、地区計画制度等の活用により、無秩序な市街地の形成を防止します。

また、都心軸の駅東地区においては、市街地再開発事業等の積極的な活用により、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、北陸地方の中心商業・業務地として整備を行うとともに、金沢にふさわしい近代的都市景観の創出を図ります。

密集住宅市街地については、都市の防災機能向上のため、換地手法や、地区計画等各種制度を活用し、建物の不燃化、防災広場、防災施設等の計画整備を進めます。

## （4）自然的環境の整備又は保全の方針

本都市計画区域における特徴的な自然軸は、海岸、河川と河岸段丘並びに市街地を取り巻く里山丘陵地であり、この豊かな自然環境と貴重な歴史・文化が織り合って都市を形づくってきました。

この美しい緑と水に文化の香りが調和した森の都を守り育てるため、自然環境を保全し、公共空地の整備を推進する一方、里山については、美しい都市景観を保全するとともに、レクリエーションのための活用を促進します。

また、既成市街地においては伝統文化と調和した自然環境を保全し、緑地の整備に努めるとともに、新市街地においては快適な都市環境を形成するため、緑地空間の計画的な確保に努めます。

さらに、災害時の避難地の機能を果たす公園広場を充実し、都市全体の防災機能の向上を図ります。

